

議第2号

高山市行政組織条例の一部を改正する条例について

高山市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

行政組織の見直しを行うため改正しようとする。

高山市行政組織条例の一部を改正する条例

高山市行政組織条例（昭和56年高山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置く。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 基盤整備部</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 基盤整備部</u></p> <p>ア <u>土木及び建築に関すること。</u></p> <p>イ <u>交通安全対策に関すること。</u></p> <p>ウ <u>都市計画及び整備に関すること。</u></p> <p>エ <u>景観保全に関すること。</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置く。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 建設部</u></p> <p><u>(12) 都市政策部</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 建設部</u></p> <p>ア <u>道路、河川その他土木に関すること。</u></p> <p>イ <u>交通安全対策に関すること。</u></p> <p><u>(12) 都市政策部</u></p> <p>ア <u>都市計画に関すること。</u></p> <p>イ <u>交通政策に関すること。</u></p> <p>ウ <u>景観保全に関すること。</u></p> <p>エ <u>建築及び住宅に関すること。</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(高山市都市計画審議会設置条例の一部改正)
- 高山市都市計画審議会設置条例(平成13年高山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>基盤整備部都市整備課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>都市政策部</u> において処理する。